

(留意事項)

○金融商品仲介のご注意点

- ・金融商品仲介業務で取扱う商品は預金ではなく、元本の保証はありません。また、預金保険の対象ではありません。
- ・金融商品仲介業務で取扱う有価証券等は、金利、為替、株式相場等の変動や有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が変動し、損失が生じるおそれがあります。
- ・お取引に際しては、手数料等がかかる場合があります。手数料等は商品・取引金額・取引方法等により異なるため、具体的な金額または計算方法を記載することができません。
- ・金融商品仲介業務における取引の相手方は委託金融商品取引業者となります。
- ・各商品のリスクや手数料等の詳細については、各商品の契約締結前交付書面、目論見書または販売用資料等でご確認ください。

○仕組債のリスクについて

仕組債には、一般的な債券に共通するリスクのほか、以下の通り、仕組債特有のリスクがあります。ご購入にあたっては、各商品の締結前交付書面、目論見書または販売用資料等で内容の詳細をよくご確認ください。

- ・あらかじめ定められた参照指数（株価、株価指数、金利、為替、商品価格等）に基づきクーポン（利子）が決定する仕組債は、指標の変動によりお客さまが受け取るクーポン（利子）が減少するおそれがあります。
- ・あらかじめ定められた参照指数（株価、株価指数、金利、為替、商品価格等）に基づき償還金額が決定する仕組債は、指数の変動により償還金額が変動することで、お客さまが受け取る償還金に差損が生じるおそれがあります。
- ・デリバティブ取引などにデフォルト（債務不履行）事由が発生した場合にも、損失が生じるおそれがあります。
- ・上記以外にも、仕組債の商品性によっては、参照指標（株価、株価指数、金利、為替、商品価格等）等の変動により、お客さまが受け取る償還金に差損が発生したり、償還金の支払に代えて株式などの有価証券の受渡しにより償還する場合があります。
- ・仕組債は、通常、償還まで保有することを前提とした債券であり、やむを得ず債券を途中売却する場合は売却価格が低くなり、投資元本を割込む可能性があります。

商号等

株式会社 群馬銀行

登録金融機関 関東財務局長（登金）第 46 号

加入協会

日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

委託金融商品取引業者

商号等

ぐんぎん証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2938 号

加入協会

日本証券業協会

商号等

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号

加入協会

日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

商号等

大和証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号

加入協会

日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会